豊富に流れているに相違ないことは、 とからも明らかです。 に何よりも、芦屋川と宮川の伏流水が 料に適した井戸が多数存在するこ 酒 年

ないと、一般にはいわれています。 ているのは不思議なことであり、また 郷、西郷となっており、芦屋郷が欠け と呼ばれる水車精米の遺跡があり、 残念でもあります。 しかし、芦屋川の上流には「水車谷」 芦屋では酒造りは行われたことが 西宮郷、魚崎郷、御 影

の酒造り が るためでありました。 )出村では蔵元が一軒あり、五百石程 よくよく調べてみると、江戸時代、 残っています(享和三年 摂津国酒蔵株石高控』)。 が行 われていたという記 八〇三

られ、今津郷、西宮現在の灘五郷は、 明治十九年に定め 芦屋村、三条村、

配の目的は、 年)、芦屋村と打出村は、 轄支配(天領)となりました。直轄支 していましたが、 成っていました。 た「灘目 当時江戸で最も人気の高 [の酒] 明和六年(一七六九 の酒蔵地帯を押え 当初は尼崎藩に属 徳川幕府直

頃、芦屋の発展に尽力された猿丸家の

ま す。 か) 第十一 屋でした。 歴史をふり返ると、芦屋は灘の酒蔵 という商標で酒造りをされてい | 代吉左衛門氏が、「なみ静(しづ 酒蔵は今津でしたが、 本店は芦

車精米を行なっていた事跡もあり、

灘五郷の

一員」であるといっ

地帯に属し、また芦屋川

の上流では水

で青春時代を過ごし、 西村 造組合連合会会長。 灘五郷酒造組合理事、 昭和五十年より芦屋市在住。 府に育つ。その後、十年間京都 旗(明治二十八年製・美術博物館蔵)写真は、猿丸家寄贈の「なみ静」商標 昭和二十年一月生まれ、大阪 隆治 にしむら たかはる)氏 沢の鶴株式会社社長、 兵庫県酒 縁あって、

# 芦屋の人



撮影・桑田 敬司 (ハナヤ勘兵衛)

して、「日本酒で乾杯」の運動を展開しいま日本酒業界では、国民的運動と

も過言ではありません。

お願いがあり

酒造

1)

の芦屋市は、江戸時代、 江戸時代、現在なのです。 摂津

頃(一七九〇年代)の記録が残ってお な事情があったのかもしれ はその記録は全くなく、 れなかったと思われます。何か特別 確実な事としては、明治時代の後半 尼崎藩に属した三条村では、寛政の (小阪家文書)、確定的ではありませ かし同じ天領であった芦屋村で 酒造りが行われていたようです 酒造りは行わ ません。

津知村の四カ村から

国菟原郡の打出村、

していただけないでしょうか。 しにおいて、日本酒で、 芦屋でも 日本酒で乾杯!

と思います。芦屋市のいろいろな催乾杯の運動を支援していただければ ています。江戸の歴史に思いを馳せ、 あるいは「日本人」として、 声たかく。 灘の酒で乾 日本酒で

### 平成16年度公文書公開・個人情報保護制度の運用状況

公文書公開の実施状況 公文書公開請求 全部公開 11件 33件 部分公開 非公開 1件 存否応答拒否 0件 3件 不存在 却下 2件 取下げ 0件 異議申立て 4件

部分公開とした主な理由は、個人情報等 に該当するためです。

1つの公開請求に対して複数の方法で公 開したものがあるため、合計が請求件数 と一致しません。

個人情報保護制度の運用状況 個人情報取扱事務の登録件数 330件 個人情報開示請求 1件 全部開示 1件 部分開示 0件 0件 不開示 不存在 1件 その他 0件 異議申立て 0件 個人情報訂正請求 0件 個人情報利用停止請求 0件 苦情処理,苦情の相談件数 0件 1つの開示請求に対して複数の方法で開 示したため、合計が請求件数と一致しま

問い合わせ 総務部総務課 緯38-2010

せん。

# 児童手当制度をご存じですか?

児童手当は、小学3年生修了時までの児童(平成 8年4月2日以降に生まれた児童)を養育してい るかたに支給されます。(右表該当者)

【支給額】第2子まで 1人月額 5,000円

第3子以降 1人月額 10,000円 【支給月】6月(2月~5月分)

10月(6月~9月分) 2月(10月~1月分)

各支給月の15日(金融機関の休業日にあたると きは前営業日)に、指定の口座へ振り込みます。

所得額 = 総所得金額 - 8万円 - 医療費控除等 - 障害者・老人等扶よう控除

所得制限限度額 扶養親族 国民年金 厚生年金·共済 等の数 加入者 組合加入者 0人 301万円 460万円 339万円 498万円 1人 2人 377万円 536万円 574万円 3人 415万円 453万円 612万円 5人 491万円 650万円

児童手当を受給中のかたへ、平成17年 度「現況届」を6月初旬にお送りします。 28日(火)までにご返送ください。

問い合わせ こども課 638-2045

## 保育所運営法人を募集します

待機児童の解消や市民のニーズが高い、延長保育・一時保育等の特別保育を民間活力 を活用して実施します。市有地を無償で貸与、当該用地に認可保育所を建設し、保育事 業を運営する社会福祉法人を、次の要領により募集します。

貸与する用地等 旧山手幼稚園跡地、浜風小学校内保育施設 応募資格 県内に主 たる事務所を設置し、現に県内で認可保育所の運営実績を有する社会福祉法人で、本市 の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること等 募集要領等配付 6 月1日~10日午前10時~正午、午後1時~5時(土・日曜は除く)下記で。

詳細は、市のホームページでご覧いただけます。

問い合わせ こども課 238-2045

#### 子育て支援ボランティア養成講座 全10回

会場 市役所 日時 6月24日~11月11日(金曜日中心)、午前10時~正午 北館2階第3会議室ほか 内容 子育て支援ボランティアの活動に必要な講 義・実技(8回以上受講されたかたには修了証を授与) 講師 元子育てセン ターアドバイザーほか 対象 センターの活動に協力いただける意欲のある 申し込み 6月17日(金)までに下記へ

問い合わせ 子育てセンター 231-8006(精道幼稚園内)

### <新規>社会教育団体登録の申請受け付け

6月15日~30日(土・日を除く) 有効期間 承認日~平成18年8月31日

次の登録要件に該当し、新規登録希望の団体・グループは、申請手続きをしてください。 【登録要件】 社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・ 内容が明確で、公の支配に属さない団体 団体運営は、主体性を持ち、営利事業や政治・ 宗教活動を目的としない任意団体。特に芸能・趣味関係団体は、活動が流派の普及活動 や指導者の営利を目的としたり、それに類した行為のない団体 過去1年以上の実績が あり、将来継続して活動できる団体 規約・経理機構があり、団体の本拠の事務所を有 健全な自己財源を持ち、会員の会費等負担額が一般的に見て高額すぎない 団体 の活動への参加窓口を一般市民に広げ、地域全体への普及啓発活動がある 組織の構成 メンバーが、主として芦屋市民であり、芦屋市域を活動の拠点にしている。

問い合わせ 生涯学習課 238-2091

### 夜間(17:00~9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定水道工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へ 当番日 お尋ねください。 西岡設備工業所 22-6900 1,7,13,19 前忠工業㈱ 31-8548 2.8、14、20、26 土曜日・日曜日・祝日 (資)神明商会 22-3565 3,9,15,21,27 は市役所(緯31-2121)へ 中央水道工務所 22-3552 4、10、16、22、28 お尋ねください。 22-3708 5, 18, 24, 30 越智商会 夜間の修理は右の業者 樹大阪商会 32-6302 6,12,25 原田商会 22-0706 11、17、23、29 が待機しています。 問い合わせ 水道部工務課維持担当 緯38-2083

# 第13回 水道水源保全作戦

第47回 水道週間 (6月1日~7日) 「水道水 まちのすみまで 未来まで」

今年も、本市の貴重な水資源である芦屋川を守るため、 清掃作業を実施します。

日 時 6月3日(金)午後1時~3時

場 所 芦屋川上流約3km付近 参加団体 水道部、水道サービス協会、

水道工事業協同組合、生活環境部、

芦屋カンツリー倶楽部、

芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)

問い合わせ 水道部総務課 緯38-2080

